

金融庁外部労働者通報保護委員会の設置に関する訓令を次のように定める。

平成18年3月31日

金融庁長官 五味 廣 文

金融庁外部労働者通報保護委員会の設置に関する訓令

(目的)

第1条 この訓令は、外部労働者通報保護委員会の設置に関する必要な事項を定めることにより、金融庁（証券取引等監視委員会及び公認会計士・監査審査会を除く。以下同じ。）における外部の労働者等からの公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）に基づく公益通報及び法に基づく公益通報に準ずる通報（以下「公益通報等」という。）の適切な取扱いを確保することを目的とする。

(外部労働者通報保護委員会の設置等)

第2条 金融庁に、外部労働者通報保護委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会に、委員長を置き、委員長は総括審議官とする。

3 委員会の委員は、次のとおりとする。ただし、委員長は、必要に応じ、次に掲げる者以外の者を委員に追加することができる。

総合政策局秘書課長

総合政策局総務課長

総合政策局総合政策課長

総合政策局リスク分析総括課長

企画市場局総務課長

監督局総務課長

証券取引等監視委員会事務局総務課長（オブザーバー）

公認会計士・監査審査会事務局総務試験課長（オブザーバー）

4 委員長は、必要に応じ、前項に掲げる者以外の者を委員会に出席させることができる。

5 委員会の会議は、委員長が必要と認めるときに随時召集し、これを開催する。

(委員会の役割)

第3条 委員会は、金融庁に対する公益通報等を適切に取り扱うため、以下のことを行う。

一 公益通報等として受理するか否かについての決定

二 法第10条第1項に定める必要な調査の実施に関する総合調整

- 三 法第 11 条に定める教示に関する総合調整
- 四 外部の労働者等からの公益通報等に係る取扱規則（平成 18 年金融庁訓令第 13 号）第 13 条及び第 17 条の通知に関する総合調整
- 五 その他公益通報等の適切な取扱いの確保に必要な事項の総合調整

（事務局）

第 4 条 委員会の事務局は、総合政策局総務課とする。

（その他）

第 5 条 前各条に掲げるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

附 則

この訓令は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 29 年 8 月 4 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 30 年 1 月 4 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 30 年 7 月 17 日から施行する。

附 則

この訓令は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。